

一宮市身体障害者自動車運転免許取得費

助成金を申請される方へ

一宮市福祉事務所

- 対象者・・・一宮市の住民基本台帳に記録され、身体障害者手帳の交付を受けている者(視覚障害者を除く)であって、(1)～(2)すべての要件を満たす者
- (1) 就労、通院、通学等のため、指定自動車教習所において技能を習得し、免許を取得した者
 - (2) 当該免許取得日から申請日まで引き続き一宮市の住民基本台帳に記録されている者
- 助成額・・・取得費の3分の2以内の額とする。ただし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。

申請について

- ◎ 一宮市身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書（様式第1号）
- ◎ 自動車運転免許証の写し
- ◎ 身体障害者手帳の写し
- ◎ 免許取得に要した経費を明らかにする書類（領収書等）
- ◎ 窓口手続きに来られる方の身分確認書類

(注) 免許取得後、6か月以内に申請が必要です。

以上の書類を障害福祉課（一宮市役所2階25番窓口）へお持ちください。

問合せ先 一宮市役所障害福祉課（2階25番窓口）

TEL 0586-28-9017

FAX 0586-73-9124